

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する
省令案に関する意見募集について

令和 7 年 10 月 23 日

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

国土交通省では、令和 7 年 5 月に成立した老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の施行及び宅地建物取引業者等が事務所等に掲げる標識の大きさの見直しに向けて、宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）の改正を別紙のとおり検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ、ご了承ください。

〈意見募集要領〉

1 意見募集の対象

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の
一部を改正する省令案

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集
中案件一覧）」欄に掲載するほか国土交通省不動産・建設経済局不動産業課において資料を配布し
ます。

3 意見募集期間

令和 7 年 10 月 23 日（木） ～ 令和 7 年 11 月 21 日（金） 必着

4 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合意見提出フォームに必要事項を記載し、提出
してください。

又は、意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに
連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて提出
してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします）

電子メールアドレス：hqt-g_plb_fud@gxb.mlit.go.jp

② FAXの場合

FAX番号：03-5253-1557

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 意見募集担当あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 意見募集担当あて

5 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。

6 お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線25122、25129）

(意見提出様式)

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 意見募集担当 宛

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する
省令案に係る意見

1 氏名

2 会社名／部署名

3 住所

4 電話番号

5 電子メールアドレス

6 意見
(該当箇所)

(意 見)

(理 由)